

(令和7年12月1日現在)

野田市

(限定特定行政庁)

所管事務所	建築指導課
所在地	千葉市中央区市場町1-1
電話番号	043-223-3188

※当資料のデータはこちらから

県ホームページ«「建築調査べんり帳」について»

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/jigyousha/benrichou.html>



建築調査べんり帳

1 適用される条例等

法	条例等
建築基準法等	<ul style="list-style-type: none">・ 千葉県建築基準法施行条例 (参考: 千葉県建築基準法施行条例とその解説)・ 千葉県建築基準法施行細則・ 千葉県建築基準法令関係取扱基準集・ 野田市建築基準法施行細則 (※)・ 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例・ 野田市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例・ 野田市建築協定条例
都市計画法等	<ul style="list-style-type: none">・ 野田市宅地開発事業等指導要綱・ 野田市開発事業等に係るまちづくり条例
盛土規制法等	<ul style="list-style-type: none">・ 千葉県宅地造成等規制法施行細則
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 千葉県福祉のまちづくり条例 (届出についてはこちら)・ 千葉県屋外広告物条例・ 野田市ワンルーム形式集合建築物指導要綱・ 野田市景観条例

※ 建築基準法第97条の2第1項、第2項及び第5項の規定により建築主事、建築副主事及び市長が行う事務について適用する。

2 区域・地区等の指定等の状況（代表的なもの）

法	区域・地区等の名称	区域・地区等の詳細																																									
建築基準法等 (※1)	法第6条第1項第3号指定区域 ※都市計画区域外においても建築確認申請の手続きが必要な区域として千葉県知事が指定した区域	—																																									
	法第22条指定区域 ※特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域	あり（野田市全域（防火地域・準防火地域を除く。））																																									
	建築協定	—																																									
	災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域（※3））	あり																																									
	リゾート構想特定区域	—																																									
都市計画法等 (※2)	都市計画区域	あり （野田市全域）																																									
	市街化区域 市街化調整区域	あり （野田市全域）																																									
	用途地域	あり																																									
	防火地域	あり																																									
	準防火地域	あり																																									
	高度地区	あり																																									
	高度利用地区	—																																									
	特別用途地区	あり																																									
	特定用途制限地域	—																																									
	地区計画	あり <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台町東地区地区計画</td> <td>関宿台町字東7、8、9、10、11、12、13の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>西高野地区地区計画</td> <td>はやまの全部の区域</td> </tr> <tr> <td>次木親野井地区地区計画</td> <td>次木字菖蒲島、親野井字花井戸及びびなみき1、2、3、4丁目の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>船形地区地区計画</td> <td>泉1、2、3丁目の全部の区域並びに蕃昌新田字米城、船形字志殿野及び字米嚙の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>七光台駅西地区地区計画</td> <td>光葉町2、3丁目の全部の区域並びに光葉町1丁目の一部の区域</td> </tr> <tr> <td>清水公園駅東地区地区計画</td> <td>清水公園東1、2丁目の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>座生地区地区計画</td> <td>桜の里3丁目の全部の区域並びに桜の里1、2丁目の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>堤台地区地区計画</td> <td>つつみ野1、2丁目、堤台及び堤台字川端の全部の区域並びに堤台字向山の一部の区域</td> </tr> <tr> <td>松山地区地区計画</td> <td>堤台字松山及び字寺山の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>愛宕駅東第一地区地区計画</td> <td>野田字山王山下の一部の区域</td> </tr> <tr> <td>野田市駅西地区地区計画</td> <td>野田字谷座、字弁天谷津、字谷端及び字中谷向、上花輪字谷向、中野台字谷向並びに中根新田字畔ヶ谷及び字矢向の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>花井第一地区地区計画</td> <td>花井1丁目の全部の区域</td> </tr> <tr> <td>堤根第一地区地区計画</td> <td>堤根新田字神北の全部の区域</td> </tr> <tr> <td>花井東地区地区計画</td> <td>花井新田の一部の区域</td> </tr> <tr> <td>梅郷駅西地区地区計画</td> <td>山崎字上宿及び字宿の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>南大和田地区地区計画</td> <td>山崎字南大和田の一部の区域</td> </tr> <tr> <td>野田山崎地区地区計画</td> <td>みずき1、2、3、4丁目の全部の区域並びに山崎字梅台の一部の区域</td> </tr> <tr> <td>花井堤根地区地区計画</td> <td>中根新田字四辻前、花井新田字野馬込、字三丁歩及び字上三丁歩、堤根新田字中根前、字下荒久、字窪及び字上原並びに山崎字北大和田の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>山崎梅台地区地区計画</td> <td>山崎字藤台の全部の区域並びに、字梅台及び字西新田の各一部の区域</td> </tr> <tr> <td>調整区域地区計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	台町東地区地区計画	関宿台町字東7、8、9、10、11、12、13の各一部の区域	西高野地区地区計画	はやまの全部の区域	次木親野井地区地区計画	次木字菖蒲島、親野井字花井戸及びびなみき1、2、3、4丁目の各一部の区域	船形地区地区計画	泉1、2、3丁目の全部の区域並びに蕃昌新田字米城、船形字志殿野及び字米嚙の各一部の区域	七光台駅西地区地区計画	光葉町2、3丁目の全部の区域並びに光葉町1丁目の一部の区域	清水公園駅東地区地区計画	清水公園東1、2丁目の各一部の区域	座生地区地区計画	桜の里3丁目の全部の区域並びに桜の里1、2丁目の各一部の区域	堤台地区地区計画	つつみ野1、2丁目、堤台及び堤台字川端の全部の区域並びに堤台字向山の一部の区域	松山地区地区計画	堤台字松山及び字寺山の各一部の区域	愛宕駅東第一地区地区計画	野田字山王山下の一部の区域	野田市駅西地区地区計画	野田字谷座、字弁天谷津、字谷端及び字中谷向、上花輪字谷向、中野台字谷向並びに中根新田字畔ヶ谷及び字矢向の各一部の区域	花井第一地区地区計画	花井1丁目の全部の区域	堤根第一地区地区計画	堤根新田字神北の全部の区域	花井東地区地区計画	花井新田の一部の区域	梅郷駅西地区地区計画	山崎字上宿及び字宿の各一部の区域	南大和田地区地区計画	山崎字南大和田の一部の区域	野田山崎地区地区計画	みずき1、2、3、4丁目の全部の区域並びに山崎字梅台の一部の区域	花井堤根地区地区計画	中根新田字四辻前、花井新田字野馬込、字三丁歩及び字上三丁歩、堤根新田字中根前、字下荒久、字窪及び字上原並びに山崎字北大和田の各一部の区域	山崎梅台地区地区計画	山崎字藤台の全部の区域並びに、字梅台及び字西新田の各一部の区域	調整区域地区計画
名称	位置																																										
台町東地区地区計画	関宿台町字東7、8、9、10、11、12、13の各一部の区域																																										
西高野地区地区計画	はやまの全部の区域																																										
次木親野井地区地区計画	次木字菖蒲島、親野井字花井戸及びびなみき1、2、3、4丁目の各一部の区域																																										
船形地区地区計画	泉1、2、3丁目の全部の区域並びに蕃昌新田字米城、船形字志殿野及び字米嚙の各一部の区域																																										
七光台駅西地区地区計画	光葉町2、3丁目の全部の区域並びに光葉町1丁目の一部の区域																																										
清水公園駅東地区地区計画	清水公園東1、2丁目の各一部の区域																																										
座生地区地区計画	桜の里3丁目の全部の区域並びに桜の里1、2丁目の各一部の区域																																										
堤台地区地区計画	つつみ野1、2丁目、堤台及び堤台字川端の全部の区域並びに堤台字向山の一部の区域																																										
松山地区地区計画	堤台字松山及び字寺山の各一部の区域																																										
愛宕駅東第一地区地区計画	野田字山王山下の一部の区域																																										
野田市駅西地区地区計画	野田字谷座、字弁天谷津、字谷端及び字中谷向、上花輪字谷向、中野台字谷向並びに中根新田字畔ヶ谷及び字矢向の各一部の区域																																										
花井第一地区地区計画	花井1丁目の全部の区域																																										
堤根第一地区地区計画	堤根新田字神北の全部の区域																																										
花井東地区地区計画	花井新田の一部の区域																																										
梅郷駅西地区地区計画	山崎字上宿及び字宿の各一部の区域																																										
南大和田地区地区計画	山崎字南大和田の一部の区域																																										
野田山崎地区地区計画	みずき1、2、3、4丁目の全部の区域並びに山崎字梅台の一部の区域																																										
花井堤根地区地区計画	中根新田字四辻前、花井新田字野馬込、字三丁歩及び字上三丁歩、堤根新田字中根前、字下荒久、字窪及び字上原並びに山崎字北大和田の各一部の区域																																										
山崎梅台地区地区計画	山崎字藤台の全部の区域並びに、字梅台及び字西新田の各一部の区域																																										
調整区域地区計画																																											

	瀬戸地区地区計画	瀬戸字池袋、川原及び上ノ台の各一部の区域
	蕃昌新田地区地区計画	蕃昌新田字米城の区域の一部
	野田市駅入口交差点東地区地区計画	中根新田字四辻前及び字高原、堤根新田字上原、宮崎新田字下坪並びに花井新田字横内前の各一部の地域
	下三ヶ尾地区地区計画	上三ヶ尾字高野並びに下三ヶ尾字大六天前、字高野前、字宮田及び字根郷の各一部
	瀬戸上ノ台地区地区計画	瀬戸字上ノ台の一部の地域
	瀬戸儘ヶ崎地区地区計画	瀬戸字儘ヶ崎及び上三ヶ尾字江川の各一部の区域
	中里地区地区計画	中里字水久保及び字管絃塚、吉春字木戸口、船形字猪穴並びに谷津字道北の各一部の区域
	上三ヶ尾地区地区計画	上三ヶ尾字荒巻、字高野及び字本郷並びに西三ヶ尾根窪、字宮前及び字本郷並びに下三ヶ尾字本郷前及び字高野の各一部の区域
	生産緑地地区	あり
	臨港地区	—
	風致地区	—
	航空機騒音障害防止地区等	—
盛土規制法等	宅地造成等工事規制区域	あり （野田市全域）
その他	自然環境保全地域	—
	自然公園	—

<補足>上表以外の法令に基づく区域の詳細は、各法令を所管する機関にお問い合わせください。

- ※1 対象地が区域内であるかなどの詳細は、各市町村のホームページや窓口等又は所管する土木事務所の窓口等で確認してください。
- ※2 対象地が区域内であるかなどの詳細は、各リンク先、市町村が発行する都市計画図又は市町村の窓口等で確認してください。
- ※3 敷地が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域等に含まれるかは「[ちば情報マップ](#)」で確認することができます。

3 区域・地区等の規制等

法	規制等の名称	規制等の詳細
建築基準法等	斜線制限（道路斜線、隣地斜線、北側斜線）、日影規制、絶対高さ制限、外壁の後退距離	別表「 建築物の高さの制限等 」参照
	がけの制限	がけ（水平面に対しなす角 30 度を超える硬岩盤以外の斜面で高さが 2m を超えるものをいいます。以下同じ。）付近には、構造耐力上安全な擁壁が設置されていることや、がけの崩壊のおそれがない場合などを除き、住宅など居室を有する建築物を建築することはできません。詳細は、「 千葉県建築基準法施行条例とその解説 p5・がけ付近の建築物の敷地等 」をご覧ください。なお、制限を生じるがけは個別に指定するものではありませんので、該当するがけの有無等は、現地確認等により設計者等が判断する必要があります。
都市計画法等	開発行為等の規制	建築物の建築などを目的とした土地の区画形質の変更（切土や盛土、農地転用など）がある場合は、その規模によって、都市計画法の規定による開発許可が必要になる場合があります。（500 m ² 以上の開発行為や 20 戸以上の集合住宅の建築などの行為を行う場合は、別途、野田市宅地開発指導要綱の規定による事前協議を実施する必要があります。）詳細は「 開発行為等の規制 」をご覧ください。
	航空機騒音障害防止地区等内の制限等	—
盛土規制法等	宅地造成等工事規制区域内の規制	以下の行為を行う場合許可が必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 盛土で高さが 1m 超の崖（30 度を超える斜面、以下同じ）を生ずるもの (2) 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの (3) 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (4) 盛土で高さが 2m 超となるもの (5) 盛土又は切土をする土地の面積が 500 m²超かつ、盛土又は切土する前後の地盤面の標高差が一部でも 30cm 超となるもの (6) 最大時に堆積する土石の高さが 2m 超かつ面積が 300 m²超となるもの (7) 最大時に堆積する土石の面積が 500 m²超かつ、地盤面と土砂との標高差が一部でも 30cm 超となるもの </div> 詳細は「 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） 」をご覧ください。
その他	自然環境保全地域内の行為規制	—
	自然公園内の規制	—

4 設計に用いる諸条件・緩和等

法	諸条件・緩和等の名称	諸条件・緩和等の詳細						
建築基準法等	垂直積雪量	30cm (千葉県建築基準法施行細則 第 16 条の 2)						
	地表面粗度区分	Ⅱ 又は Ⅲ (H12 建設省告示 1454 号第 1) ※ 特定行政庁が規則で定める区域はありませんので、対象地の海岸線又は湖岸線までの距離並びに建築物の高さに応じⅡ又はⅢを選択してください。 ※ 安全側の検討として、区分Ⅱを適用することは支障ありません。						
	基準風速 (V ₀)	34 m/s (H12 建設省告示 1454 号第 2)						
	凍結深度 (cm)	—						
	角地緩和 (建蔽率の緩和)	敷地の周長の 1/3 以上が道路又は公園等に接し、以下のいずれかに該当する場合、建蔽率に+10%。(千葉県建築基準法施行細則 第 16 条) ① 幅員が 4m 以上の 2 の道路でその幅員の合計が 10m 以上の道路が内角 120 度以内で交わる角地 ② 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等があり、①に準ずると認められるもの ※ 2 つの道路に挟まれた敷地における緩和はありません。 ※ 地区計画等により建蔽率の制限等がある場合があります。						
設計に用いる緯度経度	日影図の作成など、設計に用いる緯度経度は、当該敷地の緯度経度を活用してください。							
その他	省エネ基準	地域に応じ以下のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>告示別表第 10 で定める地域の区分</td> <td>6 地域</td> </tr> <tr> <td>年間の日射地域区分</td> <td>A4 区分</td> </tr> <tr> <td>暖房期の日射地域区分</td> <td>H3 区分</td> </tr> </table>	告示別表第 10 で定める地域の区分	6 地域	年間の日射地域区分	A4 区分	暖房期の日射地域区分	H3 区分
告示別表第 10 で定める地域の区分	6 地域							
年間の日射地域区分	A4 区分							
暖房期の日射地域区分	H3 区分							

5 その他の諸注意等

<ul style="list-style-type: none"> ・野田市内の下水道処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置などにより汚水（トイレの排水）及び雑排水を処理する必要があります。 ・野田町、七福村、梅郷村、旭村の都市計画区域指定年月日は、昭和 11 年 3 月 20 日です。 ・川間村、福田村、船形の一部の都市計画区域指定年月日は、昭和 25 年 11 月 23 日です。 ・旧関宿町の都市計画区域指定年月日は、昭和 60 年 12 月 27 日です。 ・旧野田市につきましては、市街化区域と市街化調整区域との線引きの日は、昭和 45 年 7 月 31 日です。 ・旧関宿町につきましては、市街化区域と市街化調整区域との線引きの日は昭和 60 年 12 月 27 日です。 ・野田市開発事業等に係るまちづくり条例の届出等のお手続きに関する問い合わせ先は、野田市都市計画課となります。

6 手続き等に係る窓口

法	主な手続き等	窓口																																												
建築基準法等	確認申請・検査、建築工事届・除却届、建築台帳記載証明、建築計画概要書等の写しの交付	<p>◎建築物等の区分に応じ以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物等の区分</th> <th>窓口（審査庁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建築物</td> <td>5階以上又は床面積2000㎡超</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>4階以下かつ床面積2000㎡以下</td> <td rowspan="2">野田市都市計画課（※1）</td> </tr> <tr> <td>木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下※かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建築設備</td> <td>昇降機、ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>木造2階建ての建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）</td> <td>野田市都市計画課（※1）</td> </tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機、ホームエレベーターのうち審査庁が出先機関となる建築物に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>空調・排煙等の設備（建築基準法施行令第146条該当）</td> <td>建築物を審査する行政庁と同じ</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">工作物</td> <td rowspan="3">煙突</td> <td>23m < H</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>10m < H ≤ 23m</td> <td rowspan="2">野田市都市計画課（※2）</td> </tr> <tr> <td>6m < H ≤ 10m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広告板、広告塔、装飾塔、記念塔その他</td> <td>10m < H</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>4m < H ≤ 10m</td> <td>野田市都市計画課（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">擁壁</td> <td>5m < H</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>3m < H ≤ 5m</td> <td rowspan="2">野田市都市計画課（※2）</td> </tr> <tr> <td>2m < H ≤ 3m</td> </tr> <tr> <td>RC柱、鉄柱、木柱その他（15m < H）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>高架水槽、サイロ、物見塔その他（8m < H）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>観光のための乗用エレベーター等及び遊戯施設（令138条2項）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>準用工作物（令138条4項）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 千葉県知事の許可を伴う場合は、千葉県庁建築指導課が窓口となります。 ※2 窓口が千葉県庁建築指導課の建築物と併せて確認申請をする（併願による）又は確認済証の交付を受けた場合は、窓口はその規模により千葉県庁建築指導課となります。 ※3 令和6年9月9日国土交通省告示第1148号で定めるもの。 ※原則、審査庁は上記表のとおりですが、建築確認台帳記載証明書及び建築計画概要書等の写しの交付は、これによらない場合がありますので、当該書類をお求めの際は、事前に窓口までご確認ください。 ※民間の指定確認検査機関に確認申請等を行う場合、建築相談（申請内容等）については、指定確認検査機関と協議してください。</p>	建築物等の区分		窓口（審査庁）	建築物	5階以上又は床面積2000㎡超	千葉県庁建築指導課	4階以下かつ床面積2000㎡以下	野田市都市計画課（※1）	木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下※かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下	建築設備	昇降機、ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	千葉県庁建築指導課	木造2階建ての建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	野田市都市計画課（※1）	小荷物専用昇降機、ホームエレベーターのうち審査庁が出先機関となる建築物に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	千葉県庁建築指導課	空調・排煙等の設備（建築基準法施行令第146条該当）	建築物を審査する行政庁と同じ	工作物	煙突	23m < H	千葉県庁建築指導課	10m < H ≤ 23m	野田市都市計画課（※2）	6m < H ≤ 10m	広告板、広告塔、装飾塔、記念塔その他	10m < H	千葉県庁建築指導課	4m < H ≤ 10m	野田市都市計画課（※2）	擁壁	5m < H	千葉県庁建築指導課	3m < H ≤ 5m	野田市都市計画課（※2）	2m < H ≤ 3m	RC柱、鉄柱、木柱その他（15m < H）	千葉県庁建築指導課	高架水槽、サイロ、物見塔その他（8m < H）	千葉県庁建築指導課	観光のための乗用エレベーター等及び遊戯施設（令138条2項）	千葉県庁建築指導課	準用工作物（令138条4項）	千葉県庁建築指導課
		建築物等の区分		窓口（審査庁）																																										
		建築物	5階以上又は床面積2000㎡超	千葉県庁建築指導課																																										
			4階以下かつ床面積2000㎡以下	野田市都市計画課（※1）																																										
木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下※かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下																																														
建築設備	昇降機、ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	千葉県庁建築指導課																																												
	木造2階建ての建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	野田市都市計画課（※1）																																												
	小荷物専用昇降機、ホームエレベーターのうち審査庁が出先機関となる建築物に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	千葉県庁建築指導課																																												
	空調・排煙等の設備（建築基準法施行令第146条該当）	建築物を審査する行政庁と同じ																																												
工作物	煙突	23m < H	千葉県庁建築指導課																																											
		10m < H ≤ 23m	野田市都市計画課（※2）																																											
		6m < H ≤ 10m																																												
	広告板、広告塔、装飾塔、記念塔その他	10m < H	千葉県庁建築指導課																																											
		4m < H ≤ 10m	野田市都市計画課（※2）																																											
	擁壁	5m < H	千葉県庁建築指導課																																											
		3m < H ≤ 5m	野田市都市計画課（※2）																																											
		2m < H ≤ 3m																																												
RC柱、鉄柱、木柱その他（15m < H）	千葉県庁建築指導課																																													
高架水槽、サイロ、物見塔その他（8m < H）	千葉県庁建築指導課																																													
観光のための乗用エレベーター等及び遊戯施設（令138条2項）	千葉県庁建築指導課																																													
準用工作物（令138条4項）	千葉県庁建築指導課																																													
道路種別の確認等 （道路位置指定含む）	野田市都市計画課 ※指定道路のうち、法第42条第1項第4号道路のみ「 建築基準法による指定道路情報について 」にて公表しています。																																													
建築協定の確認等	—																																													
都市計画法等	開発行為等の許可等	<p>◎開発行為の規模に応じ以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>規模</th> <th>窓口（審査庁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>500㎡以上</td> <td>野田市都市計画課</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>原則全て</td> <td>野田市都市計画課</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈野田市宅地開発事業等指導要綱の規定による事前協議〉 野田市都市計画課</p>	区域	規模	窓口（審査庁）	都市計画区域			市街化区域	500㎡以上	野田市都市計画課	市街化調整区域	原則全て	野田市都市計画課																																
		区域	規模	窓口（審査庁）																																										
		都市計画区域																																												
市街化区域	500㎡以上	野田市都市計画課																																												
市街化調整区域	原則全て	野田市都市計画課																																												
市街化調整区域内への建築に係る相談	野田市都市計画課 ※市街化調整区域内では、建築物などの新築(建設)、改築及び用途の変更は、特定の場合を除き制限されています。建築物などの新築(建設)、改築及び用途の変更を行う場合は、事前にご相談ください。																																													
地区計画等に係る相談等	野田市都市計画課 ※地区整備計画が決定されている地区では、建築物や工作物の建築（新築、増築、移築）、土地の区画形質の変更（土地の盛土や敷地変更）などの行為を行う場合には、法第58条の2の規定により、その行為の内容を届出する必要があります。																																													

盛土規制法等	宅地造成等工事規制区域の許可等	盛土等を行う土地の面積等により窓口が異なります。詳細は、 宅地安全課ホームページ をご確認ください。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土等を行う土地の面積が 1ha 以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）</td> <td>千葉県庁宅地安全課</td> </tr> <tr> <td>盛土等を行う土地の面積が 1ha 未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）</td> <td>東葛飾地域振興事務所地域環境保全課</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積が 1ha 以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）</td> <td>千葉県庁宅地安全課</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積が 1ha 未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）</td> <td>野田市都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>	区分	窓口	盛土等を行う土地の面積が 1ha 以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）	千葉県庁宅地安全課	盛土等を行う土地の面積が 1ha 未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）	東葛飾地域振興事務所地域環境保全課	開発区域面積が 1ha 以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）	千葉県庁宅地安全課	開発区域面積が 1ha 未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）	野田市都市計画課
	区分	窓口										
	盛土等を行う土地の面積が 1ha 以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）	千葉県庁宅地安全課										
	盛土等を行う土地の面積が 1ha 未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）	東葛飾地域振興事務所地域環境保全課										
開発区域面積が 1ha 以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）	千葉県庁宅地安全課											
開発区域面積が 1ha 未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）	野田市都市計画課											
その他	建築物省エネ法の申請等	◎建築物等の区分に応じ以下のとおりです。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物等の区分</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 階以上又は床面積 2000 m²超</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>4 階以下かつ床面積 2000 m²以下</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>木造の場合、地階を除く階数が 2 以下の建築物で、延べ面積 300 m²以下※かつ高さ 16m 以下 ※法 6 条 1 項 1 号を除く。</td> <td rowspan="2">野田市都市計画課</td> </tr> <tr> <td>木造以外の場合、平屋で延べ面積 200 m²以下</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等の区分	窓口	5 階以上又は床面積 2000 m ² 超	千葉県庁建築指導課	4 階以下かつ床面積 2000 m ² 以下	千葉県庁建築指導課	木造の場合、地階を除く階数が 2 以下の建築物で、延べ面積 300 m ² 以下※かつ高さ 16m 以下 ※法 6 条 1 項 1 号を除く。	野田市都市計画課	木造以外の場合、平屋で延べ面積 200 m ² 以下	
	建築物等の区分	窓口										
	5 階以上又は床面積 2000 m ² 超	千葉県庁建築指導課										
	4 階以下かつ床面積 2000 m ² 以下	千葉県庁建築指導課										
	木造の場合、地階を除く階数が 2 以下の建築物で、延べ面積 300 m ² 以下※かつ高さ 16m 以下 ※法 6 条 1 項 1 号を除く。	野田市都市計画課										
	木造以外の場合、平屋で延べ面積 200 m ² 以下											
福祉のまちづくり条例の届出等	◎建築物等の区分に応じ以下のとおりです。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物等の区分</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 階以上又は床面積 2000 m²超</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>4 階以下かつ床面積 2000 m²以下</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等の区分	窓口	5 階以上又は床面積 2000 m ² 超	千葉県庁建築指導課	4 階以下かつ床面積 2000 m ² 以下	千葉県庁建築指導課					
建築物等の区分	窓口											
5 階以上又は床面積 2000 m ² 超	千葉県庁建築指導課											
4 階以下かつ床面積 2000 m ² 以下	千葉県庁建築指導課											
中高層建築物指導要綱の手続き等	—											
景観条例の届出等	野田市都市計画課											
都市再生特別措置法の立地適正化計画に関する届出等	—											
特定都市河川浸水被害対策法の許可等	—											
屋外広告物法の許可等	野田市都市計画課											
消防法の届出等	野田市消防本部予防課											

別表 建築物の高さの制限等〔野田市〕

用途地域	高度地区 注2	容積率 注3	建蔽率	道路斜線制限 L ₁ =前面道路の反対側の境界線からの水平距離		隣地斜線制限 L ₂ =当該部分から隣地境界線までの水平距離		北側斜線制限 L ₃ =当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離 注4		日影規制 L ₄ =敷地境界線からの水平距離				外壁の後退距離	絶対高さの制限	備考
				高さ	範囲	基準高さ	勾配高さ	基準高さ	勾配高さ	対象注1	平均地盤面からの高さ	5m<L ₄ ≤10m	10m<L ₄			
第一種低層住居専用地域	-	50	30	1.25L ₁	20m	-	-	5m	1.25L ₃	①	1.5m	3h	2h	-	10m	高さ制限 10m
	-	100	50	1.25L ₁	20m	-	-	5m	1.25L ₃	①	1.5m	4h	2.5h	-		高さ制限 10m
第二種低層住居専用地域	-	100	50	1.25L ₁	20m	-	-	5m	1.25L ₃	①	1.5m	4h	2.5h	-	10m	高さ制限 10m
第一種中高層住居専用地域	第一種	150	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	3h	2h	-	-	
	第一種	200※	60※	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	3h	2h	-	-	※野田山崎地区の一部に制限あり(150/50)
第二種中高層住居専用地域	第一種	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	4h	2.5h	-	-	
	第二種	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	3h	2h	-	-	
第一種住居地域	第一種	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	4h	2.5h	-	-	
	第二種	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	4h	2.5h	-	-	
	-	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	5h	3h	-	-	
第二種住居地域	第一種	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	4h	2.5h	-	-	
	第二種	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	4h	2.5h	-	-	
準住居地域	第一種	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	4h	2.5h	-	-	
	第二種	200	60	1.25L ₁	20m	20m	1.25L ₂	-	-	②	4m	4h	2.5h	-	-	
田園住居地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
近隣商業地域	第二種	200	80	1.5L ₁	20m	31m	2.5L ₂	-	-	②	4m	5h	3h	-	-	
	-	200	80	1.5L ₁	20m	31m	2.5L ₂	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	300	80	1.5L ₁	20m	31m	2.5L ₂	-	-	-	-	-	-	-	-	
商業地域	-	400	80	1.5L ₁	20m	31m	2.5L ₂	-	-	-	-	-	-	-	-	
準工業地域	-	200	60	1.5L ₁	20m	31m	2.5L ₂	-	-	-	-	-	-	-	-	
工業地域	-	200	60	1.5L ₁	20m	31m	2.5L ₂	-	-	-	-	-	-	-	-	
工業専用地域	-	200	60	1.5L ₁	20m	31m	2.5L ₂	-	-	-	-	-	-	-	-	
用途地域の指定なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
都市計画区域外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法6条3号指定区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 日影規制の制限を受ける建築物

- ① 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
- ② 高さが10mを超える建築物
- ③ 延べ面積が500㎡を超え、かつ、高さが13mを超える建築物

注2 高度地区

第一種：建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下であり、かつ、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とすること。

第二種：建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下であり、かつ、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに20mを加えたもの以下とすること。

注3 前面道路の幅員による容積率（前面道路の幅員が12m未満の場合に適用し、上記の指定容積率といずれか厳しい方の制限に従う）

前面道路の幅員×4/10：第一種低層住居専用地域～田園住居地域

前面道路の幅員×6/10：近隣商業地域～無指定地域

注4 1種中高層住専・2種中高層住専地域で法56条の2に基づく日影規制の対象区域には適用されません。

※ 上表以外に地区計画等により制限等がある場合があります。

※ 対象地の用途地域、容積率及び建蔽率は都市計画図を参照してください。

※ 用途地域の指定なし区域の容積率、建蔽率及び各斜線制限については、特定行政庁の指定によるため、窓口にてご確認ください。